

日税グループは、税理士先生の情報収集をお手伝いします

日税ジャーナル

第23号



# NICHIZEI journal



## 平成29年度税制改正大綱 配偶者控除 「150万円」以下に 「働き方改革」「イノベーション」が焦点

昨年12月22日に閣議決定された平成29年度税制改正大綱。一億総活躍社会を実現し、日本全体の成長力を底上げするため、「働き方改革」や「イノベーション」を柱に掲げており、中でも最大の焦点となった配偶者控除の見直しは、配偶者の年収上限を103万円から150万円に引き上げることが盛り込まれた。

大綱では、女性が働きやすい環境を整えるための措置として、パートで働く主婦などがある世帯の所得税を減らす配偶者控除の見直しが盛り込まれた。配偶者控除とは、配偶者の年収が103万円以下であれば、世帯主の年収から控除額の38万円を引いて税額を計算できるもの。それゆえ、パート主婦の中には、年収103万円以下となるように労働時間を抑える傾向があった。いわゆる「103万円の壁」だ。

そこで、大綱では、配偶者の減税対象の年収上限を現行の103万円から150万円に引き上げることが盛り込まれた。ただし、150万円超から201万円までは控除額を段階的に減らし、世帯の手取り収入が急激に減らないようにする。引き上げは、現行の配偶者特別控除を拡大する形で行う。

一方、税収減を防ぐため、世帯主の年収制限を設定。年収が1120万円を超えると徐々に控除額が縮小し、1120万円超で26万円に、1170万円を超えれば13万円となり、1220万円を超えると適用外となる。

とはいえ、税制上の「103万円の壁」が「150万円の壁」に引上げられても、社会保険に関する「106万円の壁」や「130万円の壁」は残る。また、一億総活躍社会を実現させるには、何より女性の「働きたいけど働けない」という問題を解決することが急務といえる。政府が喫緊の課題としている「待機児童の解消」だ。厚生労働省や内閣府では、平成29年度税制改正要望として、保育所等の敷地として貸し付けている土地を相続または贈与を受けた場合、その後も引き続き一定期

間保育所等に貸し付けることを要件に、相続税や贈与税を非課税とする措置を求めたが、今回の大綱では見送られている。

次に、法人税の改正としては、IoT、ビッグデータ、人工知能などを活用した「第4次産業革命」による新たなビジネス開発を後押しする観点から、研究開発税制の対象に「第4次産業革命型」のサービス開発のための試験研究に係る一定の費用を新たに追加する。

酒税では、ビール類の税額を3段階で解消する。現在、350ミリリットル缶の場合、税率はビールが77円、発泡酒が47円、第3のビールが28円。これを平成38年10月1日に54.25円に統一する。同じ醸造酒ながら税額の異なる日本酒やワインなども2段階で見

### ダイジェスト

- 2 ネットで簡単、スピーディー  
みずほ銀の法人口座開設
- 3 不動産取得税の注目裁判  
最高裁 高裁判決を破棄
- 4 年末に不動産賃貸業を承継  
消費税で注意すべき点は?
- 5 青色事業専従者給与  
税理士事務所の否認事例
- 6 7 中島孝一税理士が解説  
29年度税制改正大綱
- 8 9 非上場会社の相談事例より  
事業承継対策で信託活用
- 10 注目事案を次々と公表  
地方税の裁決データベース

直し、平成35年10月1日に一本化する。

来春で期限切れとなるエコカー減税は2年延長した上で、現在は新車の約9割に上る対象車を1年目は約8割、2年目は約7割に絞り込む。

平成29年度大綱は、比較的小幅な改正とも言われているが、研究開発税制、所得拡大促進税制、組織再編税制など、中小企業に関わる内容も多く含まれている。また、広大地の評価方法や相続税・贈与税の納税義務の見直し、「積立NISA」の新設など、個人のお金や暮らしに影響する改正も少なくない。そこで、税理士法人平川会計パートナーズの中島孝一税理士に、大綱の注目ポイントを解説してもらった。

(6～7面に続く)

## 全国税理士共栄会

### 「税理士VIP代理店」で事務所を元気に!

#### 関与先を守り、事務所の収入源も拡大

豊富な保険知識で関与先を守りながら、事務所の収入源の拡大も期待できる「税理士VIP代理店制度」。

これは、全国税理士共栄会(南口純一会長)が2000年1月に創設し、推進している制度です。税理士VIP代理店は、大別すると「一般代理店」と「乗合代理店」の2種類に分けられます。一般代理店は、特定1社専属の募集代理店で、生命保険協会が毎月実施している一般課程試験に合格することが要件となります。次に、乗合代理店は、複数社の募集代理店で、一般課程試験に合格した保険

募集人が2名以上いて、その中に専門課程試験(一般課程試験合格者を対象に年3回実施)に合格した教育責任者および業務管理責任者(兼務可)がいることが要件となります。

税理士VIP代理店は、主な仕事として、全国税理士共栄会の事業の二本柱である『VIP大型総合保障制度』と『全税共年金』の勧奨および契約の保全、生命保険設計書の作成および提案、加入申込書類の記入と手続きなどを行います。

代理店のメリットとしては、まず、関与先に保険を提案して成

約すると、提携保険会社から所定の代理店手数料が支払われますので、事務所の収入源の拡大が期待できます。また、税理士VIP代理店の業務を通じて、関与先に役立つ豊富な保険知識を習得できますので、関与先のニーズにあった保険提案が可能となります。さらに、各提携保険会社の担当者が、税理士VIP代理店の仕事をしっかりアシストしますので、安心して代理店業務に取り組むことができます。

相続税対策や円滑な事業承継の実現、退職金の準備、従業員の福祉制度の充実など、関与先は

様々な問題を抱えています。これまで多くの税理士先生が「税理士VIP代理店」に登録し、豊富な保険知識で関与先の問題を解決すると共に、事務所の収入源を拡大させています。

なお、全国税理士共栄会では、一人でも多くの税理士先生に「税理士VIP代理店」になっていただきたいという思いから、「税理士VIP代理店推進キャンペーン(Z1)」(1月～12月)、「税理士VIP代理店挙績キャンペーン(Z2)」(7月～12月)を毎年実施しています。



手続きラクラクでスピーディー!

# みずほ銀行の「法人口座開設ネット受付」



新設法人がやるべきことのひとつに法人口座の開設がある。今後の取引先や顧客への信頼度を高めるため、メガバンクでの口座開設を希望する起業家もいるが、大半は「メガバンクは敷居が高い…」、「メガバンクの口座開設は時間や手間がかかる…」などと二の足を踏んでしまうのが実情だ。

こうした中、みずほ銀行は平成27年10月、インターネットから法人口座の開設を申込みことができる「法人口座開設ネット受付」（以下、ネット受付）のサービスを開始した。当初、ネット受付は都内10店舗で取り扱っていたが、起業家を中心に口座開設の申込みが相次ぎ、平成28年8月

には取扱店舗を98店舗まで拡大。その後もネット受付の利用件数は大幅に増え続け、平成28年12月19日、みずほ銀行は全店舗（個人営業店は除く）での取扱いをスタートさせた。

ネット受付の人気の秘密は、何と言っても手続きが簡単でスピーディーに法人口座が開設できる点だ。インターネットから24時間365日、いつでも口座開設を申込みができるほか、一次審査の結果は、申込日から最短で翌営業日、最長でも1週間程度で電子メールまたは電話で連絡がくる。審査を通過した場合、店頭での面談となるが、原則として1回で完了する。訪問する日時を予約しておけば、当日の待ち時間も

短縮できる。

通常、店頭窓口で法人口座の開設を申込みると、一次審査結果まで数日～2週間程度、さらに面談等の訪問回数も3回ほど必要となるため、口座開設までに約2週間～1カ月程度かかる。一方、ネット受付の場合は、約1週間～2週間程度で口座を開設できるため、所要時間を大幅にカットすることが可能だ。

ネット受付を利用できるのは、みずほ銀行と取引がない法人。一次審査や面談の結果、口座を開設できない場合もある。取引希望店舗が登記所在地の隣にない場合は、これまで通り店頭窓口での申し込みとなる。

なお、ネット受付で法人口座を

開設すると、銀行口座を便利に利用出来る3つの決済サービスもまとめて申込みことができる。ネット受付の詳細ならびに3つの便利なサービスは、みずほ銀行のホームページで確認できる。

メガバンクで法人口座を開設したい——、そんな想いに応える「法人口座開設ネット受付」。すでに多くの起業家が利用しているが、今回、みずほ銀行がネット受付を全国展開したことで、利用件数の伸びも一気に加速しそうだ。

「税理士先生の中には、顧客先より法人口座開設のご相談を受ける方も多いと思います。本サービスでのお申込みにより、店頭窓口の場合に比べて、手間と時間が大幅に軽減されます。法人の口座開設を検討されている顧客先に対して、選択肢の一つとしてご案内していただければ幸いです」（みずほ銀行e-ビジネス営業部）。

同サービスの問い合わせ窓口 info.account@mizuho-bk.co.jp

## 事務所の記帳代行業務をサポート 確定申告期だけの利用もOK!

最近、関与先の「自計化」を推進する税理士事務所も増えていますが、それでも「経理のことは分からない」「時間がない」といった理由から、税理士事務所に記帳を依頼してくる事業主は依然として少なくない。

こうした中、税理士事務所における記帳作業を代行するアウトソーシング会社が人気を集めている。会計・経理アウトソースサービス『メリービズ』を提供するメリービズ(株)（東京・港区、工藤博樹代表取締役社長）もそのひとつだ。

『メリービズ』の主な特長は、①届いた封筒に、②レシートや領収書を入れてポストに投函、③数日後に経理データが届く、といった3ステップで経理が終了する

点。「送るだけで経理が終わる」という便利さが人気を集め、サービス開始以来、多くの事業主が利用しているが、同社では「記帳代行業務の効率化」という観点から税理士業界でも活用を呼びかけたところ、確定申告期の利用をはじめ、毎月5～10事務所から新規利用の申込みがあるという。

同サービスは、初期費用なしで、月額9,980円（税抜）から利用可能。税理士事務所の繁忙期である確定申告シーズンだけ利用することもできる。利用料金が安いと、「安かろう悪かろう」というイメージを持たれがちだが、同社の記帳作業は450名以上の在宅スタッフをクラウドソーシング形式で活用。主に簿記2級以上、経理経験3年以上、同社の独自テ



スト90点以上など、レベルの高いスタッフを確保している

しかも、スタッフ2人が同じデータを入力し、データの内容が完全に一致していないとアップできない「ダブルエントリーチェック」を採用。厳選されたプロによる高品質の経理データが送られてくる。プライバシーマークなどを取得し、個人情報や会計情報の管理面についても安心の体制が整えられている。

大幅なコスト削減と高い専門性を両立し、経理書類を仕訳・データ化する『メリービズ』。確定申告期を目前に控え、早くも税理士事務所からの問い合わせや申込みが増えているそうだ。

## 大阪府の宿泊税スタート

大阪府内のホテルや旅館の宿泊客に課税する「宿泊税」が今年1月からスタートした。

課税額は3段階に分かれ、1人1泊当たりの宿泊料金が、①1万円以上1万5千円未満は100円、②1万5千円以上2万円未満は200円、③2万円以上は300円。1万円未満は非課税で、宿泊料金は食事料金などを含まない素泊まり料金となる。

すでに宿泊税を導入している東京都では、①1万円以上1万5千円未満は100円、②1万5千円以上は200円という税率を採用しているが、近年、客室価格が大幅に上昇していることを踏まえ、大阪府では担税力の観点から③2万円以上は300円という税率を設定した。

## 日税ジャーナル 今号の推薦図書はこちら!

活用事例から実務を学べる！  
弁護士・司法書士・税理士による解説が好評！



# 第2版 事例にみる一般社団法人活用の実務

法務・会計・税務・登記

後藤孝典・野入美和子・SUパートナーズ税理士法人 著  
2016年9月刊 A5判 408頁 本体3,700円+税

- 事業持続化
- 資産流動化スキームのSPC
- 社会貢献・ソーシャルビジネス・商店街振興
- 持株法人
- 新規事業

- オールラウンドな法人組織である一般社団法人について、総合的な観点から解説した、全体像の把握に最適な一冊。
- 新設された第1編では、実例を基にその意義と理念を理解することが可能。
- 第2編では、最新の実務やニーズに即した8事例を、スキーム図、定款記載例等を変えながら紹介。
- 第3編では、法務・会計・税務・登記の項目ごとに図表・計算式・書式等を交えて具体的に解説。税務のチェックリストも新規収録。

## 不動産取得税の裁判で開発業者敗訴

## 最高裁 文理解釈の道筋示す



最高裁第1小法廷は昨年12月19日、複数棟で100戸以上のマンション等の開発を行った敷地に対し不動産取得税の減額特例が適用されるかどうかをめぐる裁判で、減額の適用が認められるとして開発業者を勝たせた東京高裁判決を破棄し、減額を認めなかった東京都に軍配を上げる判決を下した（破棄自判）。

この裁判は、開発業者が土地を買ってから、4年かけてその土地の上に1戸あたり50㎡（貸家は40㎡）から240㎡の床面積を持つ共同住宅等100戸以上を新築し、「不動産取得税の住宅用土地の減額制度」の適用が出来るものとして当初納めた不動産取得税7000万円余りの還付を求めたところ、東京都が減額特例の適用はないとして還付を認めなかったことから、平成25年に開発業者が提起していたものだ。

「不動産取得税の住宅用土地の減額制度」は、1戸あたり50㎡（貸家は40㎡）から240㎡の床面積を持つ住宅を敷地取得から2年

以内に取得すると、その敷地の取得に対する不動産取得税について評価額×3%の計算による税額から次の金額のうち多い方を減額できるというもの（地方税法73条の24）。

①4万5千円

②1㎡当たりの土地の固定資産税評価額×2分の1×住宅床面積の2倍（200㎡を限度）×3%税率

この減額特例ではさらに、住宅開発が3年を超えることについてやむを得ない事情があると県知事等が認める場合には、取得するまでの期間が最高4年以内にまで延長を認める特例が用意されている（地方税法附則10条の2第2項）。その場合の要件の1つに、「敷地の上に建つ家屋居住用の独立区画部分が100以上ある共同住宅等を取得すること」がある（地方税法施行令附則6条の17第2項）。これが、裁判で争点になった。すなわち1棟ごとで「居住用の独立区画部分が100以上ある共同住宅等」あるものを取得するのを要件とするのか、それとも複数棟でよ

いのか、という問題である。

開発業者は地方税法施行令附則にいう「居住の用に供するための独立区画部分が総数で100以上ある共同住宅等とは、不動産取得税の課税対象たる土地上に建設された共同住宅等の独立区画部分が総数で100以上あれば足り、1棟の共同住宅等につき100以上の独立区画部分があることまでは要しない」と主張していた。

これに対し東京高裁は、特例の趣旨について「居住の用に供せられる部分の床面積に着目して、一定の居住性を備えた住宅を数多く建築させて、その供給を促進することを目的とするものと解される。そのような制度趣旨に鑑みると、その土地の上に建築される共同住宅等について、1棟で独立区画部分を100以上有する場合と、複数棟で合計100以上有する場合とで違いがあるとはいえない。（中略）この（特例の）規定は、取得した土地上に1棟の共同住宅等が建築される通常の場合を想定して定められているものである

が、2棟以上の共同住宅等が建築される場合に適用されることを排除するものではなく、むしろ、そのような場合にも同様に適用されるべきものであると解される」と、いわば住宅政策の趣旨に重きを置いた判断をしたうえ、開発業者に軍配を上げていた。

しかし最高裁は、戸数要件の対象となる共同住宅等について、住宅の定義については家屋に含まれるものと定義されていること（地方税法73条4号）、家屋は建物である（同法73条3号）との定義があると指摘。ここから最高裁は、「ここでいう建物は、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいひ、別段の定めがない限り1棟の建物を単位として把握されるべきもの」と判示。特例の100戸要件を満たす共同住宅等に当たるかどうかは1棟ごとに判断すべきものとして、あくまで税法の文理解釈に重点を置き、高裁判決を覆している。

## 軽減税率対策補助金が延長 申請件数は1万件を突破!

消費増税延期法が成立し、消費税の軽減税率制度が平成31年10月1日から実施されることを受け、軽減税率対策補助金事務局が公募を行っている「軽減税率対策補助金」（中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金）の申請受付期間が、平成30年1月31日まで延長されることが決まった。

軽減税率対策補助金とは、中小企業や小規模事業者が消費税の軽減税率制度（複数税率）に円滑に対応できるよう、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修などを行うにあたり、その経費の一部を補助する制度。

2つの申請タイプがあり、A型（複数税率対応レジの導入等支援）は、複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金。また、B型（受発注システムの改修等支援）は、電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金だ。

事業者の間では消費税の増税延期にともない、補助対象期間も延長されるかどうかが目玉されていた。中小企業庁に確認したところ、「現時点では分からないが、少な

くとも延長する方向ではないか」との見方を示していたが、今回、消費税増税の延期と足並みを揃えて補助対象期間も延期されることとなった。

なお、A型（全4型）とB-2型（受発注システム・自己導入型）は、事後申請となるが、気を付けたいのがB-1型（受発注システム・指定事業者改修型）だ。

B-1型は、指定事業者による代理申請を原則とし、改修・入替に着手する前の「交付申請」と、改修・入替が完了した後の「完了報告」の2段階の申請が必要となる。いずれも指定事業者が代理申請を行うことになるが、交付決定以前に作業着手した場合は補助対象に

ならず、また、平成30年1月31日までにシステム改修等を終えて「事業完了報告書」を提出しなければならぬので、補助金を希望する事業者は余裕を持って対応したい。

軽減税率対策補助金に対する事業者の関心は日増しに高まっており、昨年8月末の時点では、申請件数は約1300件だったが、補助金の事務局に確認したところ、昨年12月12日時点の申請件数は1万1282件に上り、約3か月間で9倍以上も急増している。今回の補助金延期により、今後、申請件数の増加にも加速が付きそうだ。

## 国税のクレジットカード納付今年1月4日からスタート!

今年1月4日から国税のクレジットカード納付がよいよスタートした。

対象となる国税は、ほぼすべての税目で、夜間休日を問わず、24時間いつでも利用することが可能だ。ただし、金融機関やコンビニエンスストア、税務署の窓口ではクレジットカードによる国税の納付はできない。利用する場合は、パソコンやスマートフォンから「国税クレジットカードお支払サイト」を通じてのインターネット

を利用した納付手続とされている。

また、国税庁は、クレジットカード納付の注意点として次のような内容を挙げている。

- ①クレジットカード納付では、納付税額に応じた決済手数料がかかる。※決済手数料は、納付税額が最初の1万円までは76円（消費税別）、以後1万円を超えるごとに76円（消費税別）を加算した金額となる。
- ②クレジットカード納付ができる

金額は1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下の金額（決済手数料含む）。

- ③利用可能なクレジットカードは、Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARD。
- ④領収証書は発行されない。領収証書が必要な場合は、最寄りの金融機関または所轄の税務署の窓口で納付する必要がある。

⑤「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできない。

⑥納付手続の完了後、その納付手続により納付済となった国税については、納税の猶予等を受けることはできない。

クレジットカード納付を利用する場合は、国税庁のホームページに掲載されている「クレジットカード納付のQ&A」も確認しておきたい。

# 熊王税理士のワンポイント講座 消費税の落とし穴はココだ!!

## 年末に不動産賃貸業を承継 消費税で注意すべきことは?

**Q** 不動産賃貸業を営む父が平成28年12月中に他界したことにより、サラリーマンである私は父の賃貸物件（商業用ビル）を相続により承継することになりました。承継した物件の家賃収入は年間およそ6,000万円です。私の不動産賃貸に関する消費税の取扱いについてご教示ください。

**A** (1) 相続人の納税義務と課税事業者届出書の提出について  
被相続人の相続があった年の基準期間（平成26年）における課税売上高は1,000万円を超えますので、貴方は相続があった日の翌日から納税義務者になります（消法10①）。よって、「課税事業者届出書」と「相続があったことにより課税事業者となる場合の付表」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消法57①一）。

(2) 簡易課税制度の適用の検討について  
簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、原則として事前に「簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要がありますが、個人事業者（相続人）が次の①又は②の課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます（消法37①、消令56①一・二）。  
①個人事業者が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間  
②個人事業者（免税事業者）が相続により簡易課税制度の適用を受けていた被相続人の事業を承継した場合におけるその相続があった日の属する課税期間  
本事例における相続人は①のケースに該当しますので、平成28年中に「簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、同年分から簡易課税により申告することができます。

(3) 納税義務の判定と簡易課税制度の適用判定との関係について  
相続人の簡易課税制度の適用判定については、被相続人の実績は考慮せずに、相続人の基準期間における課税売上高のみにより判定することになります。  
結果、本事例では、被相続人の売上規模が5,000万円を超えてはいるものの、相続人の基準期間（平成26年）における課税売上高はゼロであることから、相続人は相続があった平成28年分の申告で簡易課税制度の適用を受けることができます。  
（注）吸収合併又は吸収分割があった場合における合併法人又は分割承継法人の簡易課税制度の適用の有無については、合併法人又は分割承継法人の基準期間における課税売上高のみにより判定することとされています（消基通13-1-2）。つまり、納税義務の判定とは異なり、被合併法人や分割法人の実績は考慮しないということです。

(4) 年末に相続が発生した場合  
相続人が「簡易課税制度選択届出書」を提出期限までに提出できなかった場合でも、その課税期間の末日前おおむね1か月以内に相続があった場合で、相続人が新たに簡易課税を選択することのできる個人事業者になった場合には、承認申請をすることにより、届出書を提出期限内に提出したものとして取扱うこととされています（消法37⑦、消令57の2①、消基通13-1-5の2）。  
具体的には、「簡易課税制度選択届出書」とともに「簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」を、相続があった年の翌年2月末日までに提出することにより、承認を受けることができます。



くまおう まさひで  
**熊王 征秀**  
税理士  
昭和59年学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。平成4年同校を退職し、会計事務所勤務。平成6年税理士登録。平成9年独立開業。東京税理士会会員相談室委員、東京税理士会調査研究部委員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学准教授ほか。消費税関連の書籍も多数執筆。

## 税務スクランブル～審判所の視点～

### 広大地に該当、処分を全部取消し 第三者所有の位置指定道路に接する土地を相続

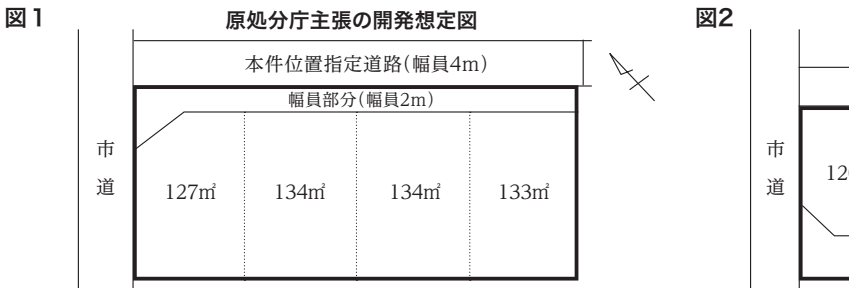
平成25年6月、被相続人が亡くなり、3人の子（以下、請求人ら）および被相続人の妻が共同相続人となった。妻は相続で土地を取得し、財産評価基本通達24-4《広大地の評価》に定める広大地に該当するとして評価を行い、法定申告期限までに申告した。  
ところが、原処分庁は、広大地には該当しないとして、相続税の各更正処分および過少申告加算税の賦課決定処分を行ったことで争いが起きた。  
本件土地について整理してみる。地積が613.37㎡の宅地で、北西側が市道に、その北東側が建築基準法第42条《道路の定義》第1項第5号に規定する道路、いわゆる「位置指定道路」にそれぞれ接している。区域区分は市街化区域内で、用途地域は第一種中高層住宅専用地域に指定された地域内に所在し、本件地域は主として戸建住宅用地として利用されている。  
本件位置指定道路は、幅員4メートル、延長38.55メートル

として位置の指定を受け、4人の第三者が共有。その一端は、本件土地が北西側で接する市道に接続し、もう一端の先は行き止まりだ。  
この土地は広大地に該当するのにか、両者の主張は次のとおりだ。まず、原処分庁は、「本件土地で開発行為を行う場合、図1のように位置指定道路を利用して開発行為を行うのが経済的に最も合理的である。この場合、本件私道所有者ら全員の同意を要するが、同意を得られるか否かといった事情は、所有者等の意思、行為等によって変更することのできる事情であり、本件土地自体に起因する客観的な事情ではないから、財産の評価に当たって考慮されない」、「広大地通達に定める公共

公益的施設用地の負担も必要と認められないから、広大地に該当しない」と主張。  
一方の請求人らは、「私道所有者らのうち1人でも同意を得られなければ、原処分庁の開発行為は不可能。現に、私道所有者らが位置指定道路の利用を拒絶する旨の回答をしており、同意を得られることが確実ではない以上、図2のとおり、本件土地に新たな道路を開設して開発行為を行うのが経済的に合理的。したがって広大地に該当する」としている。

**私道所有者らの意向に開発の可否が左右される**  
これに対して審判所は、「本件土地は、広大地に該当するかの判

断に当たっての基礎となる『その地域』にあり、標準的な宅地の地積に比して著しく地積が広大な宅地である」、「戸建住宅分譲用地として分割利用を前提とした開発が経済的に最も合理的」と判断。そして、「原処分庁が主張する開発方法のところが、経済的合理性に優れている」としつつも、「しかしながら、被相続人および請求人らは位置指定道路に係る権利を何ら有していない。そのため、位置指定道路を利用した開発の可否は、私道所有者らの意向に左右される」、「本件土地の敷地内に新たな道路を開設して行う開発方法が想定でき、十分合理性を有するものである以上、このような場合にまで第三者の所有に係る土地を利用しての開発行為を想定することに合理性があるとはいえない」と判断。本件土地は広大地に該当するとして、処分の全部を取消した。





# 税理士事務所の 青色事業専従者給与に ご注意!

平成28年分の所得税確定申告が  
目前に迫ってきた。  
税理士事務所にとっては  
繁忙期に突入するわけだが、  
ここ最近、確定申告のトラブルとして  
目立っているのが、税理士自身による  
青色事業専従者給与の支給に対する否認事例だ。



## ■青色事業専従者給与とは

青色事業専従者給与制度の概略は次のとおり。

(1) 青色申告者の個人事業主が一定の要件の下に実際に支払った給与の額を必要経費とする青色事業専従者給与の特例をいい、青色事業専従者とは次の要件を満たす者である。

- ① 青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること。
- ② その年の12月31日現在で年齢が15歳以上であること。
- ③ その年を通じて6月を超える期間、その青色申告者の営む事業に専ら従事していること。

(2) 「青色事業専従者給与に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に提出していること。

(3) 青色事業専従者給与の額が「労務の対価として相当」であること、などである(所法57)。

この中で、最近、税理士事務所で発生したトラブルが、上記(1)③の税理士事務所に「専ら従事」していたかということと、(3)「相当の対価」か、をめぐる争いだ。

## ■事例1) 税理士事務所に「専ら従事」していたか

税理士事務所で税務・会計業務に従事し「所長代理」の地位にあった税理士の配偶者に支払われた青色事業専従者給与が否認された事例がある(東京地判平28.9.30)。

その否認の根拠だが、配偶者が不動産管理会社3社の役員などを務めていたことから、国税当局は「専ら従事」していたのは税理士事務所ではなく、不動産管理会社と認定したためだ。

この事件で争点となったのが、所得税法施行令165条2項2号に定める「専ら従事」の判定基準。

他に職業を有する者であっても、その職業に従事する時間が短いものである場合は青色事業専従者給与として認めるといふもので、本事件の場合には、不動産管理会社の従事時間が短いかが争われた。

では、それをどのように判断すべきなのだろうか。

参考となるのが、納税者である弁護士の事務所に従事した妻の青色事業専従者の該当性が争われた別の事件の判決(東京高判平22.10.20)。そこでは、次のように判断基準を示している。

弁護士が営む事業に専ら専従しているかは、画一的基準を設けることはできず、その事案において、弁護士の営む「事業の事業形態、親族が従事している具体的労務内容やその事務量等を総合勘案し、社会通念に従って判断するほかはない」というもの。

### ◎立証責任は国側にあるため精緻な証拠固め

東京国税局の国税訟務官室は、この東京高判平22.10.20を受けて「調査に生かす判決情報」(平成23年10月)を作成している。

同資料で、国側は、納税者(弁護士)の配偶者がその事業に専ら従事していないことについて、裁判所の理解を得るために、弁護士事務所やその自宅における業務内容やその状況、弁護士が雇用する事務員の業務内容等の間接事実のほか、配偶者の事業従事内容やその状況等について、調査担当が調査時に見聞きした内容をまとめた調査報告書のみならず、提訴後に作成した調査担当の陳述書に基づき立証することで裁判所の理解を得ることができたもの、と分析。

そして、青色事業専従者該当性を検討するに当たっては、上記の判断基準に即した事実関係を確認するととどまらず、課税処分に関する立証責任は原則として課税庁にあることを念頭に、それらの事実を裏付ける証拠の収集・保全に努めることが重要となる、と結ぶ。

本事件でも納税者である税理士は「配偶者の一日」と題する資料を作成し提出しているものの、一方の国側も実際の労働実態を解明すべく納税者や配偶者に詳細な聴取を行った結果、裁判所は国側の証拠能力に説得力を見出したわけだ。

### ■事例2) 給与の支給額が相当額か

税理士の配偶者が税理士事務所の副所長として専ら従事していたにもかかわらず、給与の支給額が、不相当に高額であるとして高額部分の経費性を否認した「相当の対価」をめぐる事例がある(平25.5.29裁決)。

本事例で国税不服審判所が給与の相当額を検討するために用いた手法が、「使用人給与比準方式」と「類似同業専従者給与比準方式」だ。

使用人給与比準方式とは、他の使用人の給

与を比較するものであり、配偶者と使用人の労務の経験や性質、時間がほぼ近い職員を抽出することが前提となる。これにより近似の職員との比較がなされた結果、1.6倍程度の乖離が認められた。

また、一方の類似同業専従者給与比準方式は、業種、事業規模の類似性等の基礎的要件に欠けるところがない限り、比較した青色専従者給与の金額を平均することで、類似同業青色専従者の個別具体的事情等の客観性が高められる合理的な方法であるとして、国税サイドが採用した数字を客観性があると断定。これによると、2倍程度も高額と認定されている。

国税不服審判所は、両方式により著しく高額と認定し、配偶者への支給額は適正相当額とは認められないとする判断を行った。

### ◎類似同業社の資料提出申立ては不可

納税者サイドで使用人給与比準方式を行うことは可能だが、類似同業専従者給与比準方式は基礎的資料を要するため容易ではない。

その資料を有する課税サイドに対して裁判所に提出命令を求めた裁判がある(広島高(松江支部)決平23.2.21)。しかし、裁判所は、納税者の求めを拒けており、課税サイドが採用した比準を行うための根拠資料を入手する途は閉ざされている。

## ■実務の対応はどうする?

青色事業専従者給与に対する税務判断は、ケースバイケースの対応が求められ、また国税サイドでは精緻な証拠の集積を行っていることが分かる。そのため、税務否認を受けないためには、納税者サイドでも客観的な事実の用意が必須であることが理解できよう。

だが、それは容易ではない。

「専ら従事」要件を満たすためには、他に職がある場合には、基本的に課税サイドの理解は得られないと思われる。例えば、昼間は税理士事務所で勤務し、夜間は別の職場など合理的な説明ができることや、日頃の勤務の実態を客観的に説明できる詳細な記録、具体的にはパソコンの操作時間とその内容などを備える必要があるだろう。

また、給与額が相当であることに関して、配偶者が副所長などの地位にある場合には、それと同程度の経験や職責にある職員の給与との比較を行うとともに、2倍程度の乖離がある場合には、その職責の重要性を説明する資料を用意できなければ、課税サイドの納得を得ることは困難を極めよう。

## 中島孝一税理士が解説!

## 平成29年度税制改正大綱の



政府は昨年12月22日、平成29年度税制改正大綱を閣議決定した。

全体的に小幅な改正内容となったが、関与先に影響のある見直しも少なくない。

そこで、税理士法人平川会計パートナーズの中島孝一税理士に、平成29年度税制改正大綱について解説してもらった。

## はじめに

平成29年度税制改正大綱は、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除等の見直しが行われるとともに、経済の好循環を促進するため、研究開発税制・所得拡大促進税制の見直しや組織再編税制等の見直し及び中小企業向け設備投資促進税制の拡充などが行われます。

また、事業承継税制の更なる緩和を行うための見直しや相続税等の財産評価を適正に行うための見直しなども行われます。

## ① 個人所得課税

## 〈配偶者控除等の見直し〉

政府税制調査会では、配偶者控除及び配偶者特別控除について様々な議論がありました。平成28年12月8日に公表された平成29年度税制改正大綱では、高所得の納税者（控除対象配偶者の夫と想定）には配偶者控除を認めない仕組みに変えるとともに（増税措置）、パートで働く主婦（控除対象配偶者と想定）を対象として配偶者特別控除を見直す仕組みに変えることになり（減税措置）、平成30年分から適用されます。

今までは、納税者が配偶者控除（配偶者が専業主婦などの場合）を受けられる際に、納税者の収入制限はありませんでしたが、今後は納税者の給与収入が1,120万円（合計所得金額900万円）を超えると配偶者控除額が通減し、給与収入が1,220万円（合計所得金額1,000万円）を超えると配偶者控除額が0になる仕組みに変わります。



また、パートで働く主婦には、いわゆる「103万円の壁」がありました。今後は「103万円が150万円」に引き上げられます。

今までは、パートで働く主婦の給与収入が103万円を超えると配偶者控除を受けられないことから、103万円を超えないための就業調整が行われていたようですが、今後は150万円までであれば従前と同様38万円の控除を受けることができます（配偶者控除でなく配偶者特別控除の対象になります）。

ただし、パートで働く主婦の夫に対し、増税措置の記述と同様の収入制限（高所得の納税者に対する配偶者特別控除の制限措置）が設けられることに留意する必要があります。

なお、今回の見直しは改革の第一弾であり、今後はフルタイムで働く主婦も対象とした検討が行われることになっていますので、先生方から関与先などへ情報提供すべきでしょう。

## 〈金融・証券税制〉

金融・証券税制は、平成26年からスタートしたNISAが着実に普及しているようですが、更なる普及のため、少額からの積立・分散投資に適した「積立NISA」の創設が金融庁から要望されていますが、その要望が実現することになりました。

「積立NISA」は、年間の投資上限額40万円・非課税期間20年間で、現行NISAとは選択制になります。

## 〈住宅・土地税制〉

住宅・土地税制では、リフォーム税制を拡充す

るため、一定の耐久性向上改修（①小屋裏、②外壁、③浴室・脱衣室、④地盤に関する劣化対策工事など）を行った場合には、今までのリフォーム税制と同様に、ローンを利用する場合又は自己資金による場合の区分に応じて所得税額から一定の税額控除が認められることとなります。

## 〈その他〉

今までは、サラリーマンが会社からの借入金でマイホームを取得したときに、その借入金の年率が1%未満の場合には、住宅ローン控除を受けられませんでした。しかし、昨今の金利情勢からその見直しが行われ、年率1%未満が0.2%に引下げられることになりました。

また、医療費控除の適用を受けて所得税額の還付を受けるためには、確定申告書を提出するときに、医療費の領収書を添付する必要があります。平成30年1月1日以後は、その領収書の添付に代えて医療費の明細書を添付することになります（セルフメディケーション税制も同様です）。

したがって、今後は領収書の提出は不要になりますが、5年間は保管し、税務署から提出を求められたときには提出しなければならないことに留意しなければなりません。



## ② 資産課税

## 〈非上場株式等に係る納税猶予制度の緩和〉

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度は、平成25年度に大幅な改正が行われたことにより（適用は平成27年から）、その制度の適用が著しく増加したことが経済産業省の資料で明らかになっています。

平成25年度に大幅な改正が行われたことから、しばらく改正はないものと思われていたようですが、その後も若干の改正があり、平成29年度はかなりの部分で緩和措置が設けられることになりました。

平成29年度の主な改正は、「要件の緩和」と「生前贈与の促進」の2点になります。

まず、「要件の緩和」は、「セーフティネット規定の創設」と「雇用確保要件の見直し」です。「セーフティネット規定の創設」とは、災害などで納税猶予制度の要件を満たさなくても、引き続き猶予が継続又は免除されることをいいます。具体的には、①災害による資産の被害が大きい会社、②従業員が多くが属する事務所が被災した会社、③災害や主要取引先の倒産などにより売上高が大幅に減少した一定の会社について、雇用確保要件の緩和などが行われます。また、「雇用確保要件の見直し」とは、従業員の少ない小規模事業者に対する配慮をいい、具体的には、従業員5人未満の企業の従業員が1人減った場合に80%を下回っても（4人⇒3人（75%）・3人⇒2人（67%）・2人⇒1人（50%））、雇用要件を満たすものとされることとなります。

次に「生前贈与の促進」ですが、「相続時精算課税制度の併用」と「切替要件の見直し」です。

「相続時精算課税制度の併用」とは、取消時の税負担の不安を軽減することをいい、具体的には、贈与税の納税猶予の適用を受ける株式について、相続時精算課税の適用を可能とすることにより、高額な贈与税を負担せず相続税の負担で済むように改められます。

また、「切替要件の見直し」とは、意欲のある中小企業者の成長を支援するため、生前贈与後に贈与者が死亡し、相続税の納税猶予に切替する際の適用要件である中小企業者要件・非上場会社要件を撤廃することをいいます。

各種の見直しが予定されていますので、本制度の適用を検討している関与先には、その内容を伝える必要があります。

## 〈相続税・贈与税の納税義務の見直し〉

国外財産における相続税と贈与税の納税義務の範囲について、3点見直しが行われます。

まず、国内に住所はないが日本国籍はある贈与者と受贈者の双方が、5年超国外に住んでから贈与するなどの租税回避を抑制するため、国内に住所がない期間の基準が「5年以内」から「10年以内」に延長されます。

次に、国外で出生し日本国籍を取得しなかった子に対し、一時的に国外に住所を移した上で国外財産を贈与するなどの行為を想定し、国内に住所・国籍がない者が、過去10年以内（今までは5年以内）に日本に住所があった者から贈与などにより取得した国外財産が日本で課税されることとなります。

最後に、一時的に日本に住所がある外国人同士の相続などの場合に、国外財産に日本の相続税が課税されないようになれば、高度外国人材などの受入れ促進につながることから、住所が一時的な外国人については、その住所が日本にないものとみなすことにより、国外財産に日本の相続税などが課税されないようになります。



## 〈居住用超高層建築物に係る課税の見直し〉

高さが60mを超える建築物を居住用超高層建築物といいますが、その居住用超高層建築物に対して課する固定資産税について、見直しが行われます（都市計画税も同様）。

今までは、まず居住用超高層建築物を一棟評価し、一棟全体の固定資産税額を計算し、その上で、各区分所有者の専有床面積によりあん分して、各住戸の固定資産税額を計算して行っていました。したがって、高層階であっても低層階であっても床面積が同じであれば、固定資産税額は同じになっていました。

しかし、見直し後は、一棟全体の固定資産税額は同様ですが、各住戸の固定資産税額を実際の取引価格の傾向を踏まえたあん分方法（階層別専有床面積補正率）により計算することになり、高層階であれば低層階と床面積が同じであっても、低層階と比較して固定資産税額の負担が増えることとなります。

なお、不動産取得税についても同様の見直しが行われます。



## 〈相続税等の財産評価の適正化〉

相続税等の財産評価について、相続税法の時価主義の下で、実態を踏まえ「取引相場のない株式の評価」・「広大地の評価」・「株式保有特定会社の判定基準」などについて見直しが行われます。

まず、「取引相場のない株式の評価」は、上場

会社の株価の急激な変動などが、中小企業の円滑な事業承継を阻害することなく、中小企業の実力を適切に反映した評価となるように類似業種比準方式について、次の①から④の見直しが行われます。



- ①類似業種株価（A）について、2年間平均を選択可能にすることにより、上場企業株価の上昇局面における急激な変動が平準化されます。
- ②比準要素（C,D）について、連結会計上の数字に見直しすることにより、上場企業の子会社を含めたグローバル経営が反映され、過大な評価が見直しされます。
- ③比準要素（B,C,D）のウエイトを「1:1:1」とし、利益3倍を見直しすることにより、成長・好業績企業の負担が軽減されます。
- ④会社規模の判定基準の見直しにより、併用方式の類似業種の割合（L）が高まることになり、時価純資産（含み益）が重い中会社の株価を抑える効果が期待できます。

次に、「広大地の評価」は、面積に応じて比例的に減額する今までの評価方法から、各土地の個性に応じ面積・形状に基づき評価する方法に見直すことにより、実際の取引価格と相続税評価額の乖離が解消されるとともに、適用要件の明確化が図られます。

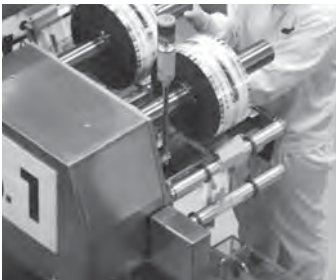
最後に、「株式保有特定会社の判定基準」には、新株予約権付社債が含まれていませんでしたが、新株予約権付社債は株価と連動して価額が形成されることから、今後は上場株式と同様に判定基準に含められることとなります。

### ③ 法人課税

#### 〈研究開発税制の見直し〉

研究開発税制は、官民の研究開発投資を2020年に対GDP比4%以上とする政策目標の達成のため、試験研究費の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みへ見直しされます。

今までの研究開発税制は、「総額型」・「増加型」・「高水準型」・「オープンイノベーション型」で構成されていましたが、適用期限が到来した「増加型」は廃止されるとともに「高水準型」は2年延長されます。今後の「総額型」は、試験研究費の増減に応じ税額控除率が6%~14%になり（今までは8%~10%）、増加率が低ければ税額控除率も今までより引き下げられることとなります。



ただし、中小法人の税額控除率は今後も12%~17%となり（今までは12%）、増加率が低くても税額控除率が今までより引き下げられることはありません。また、「オープンイノベーション型」は、手続の見直しにより使い勝手の向上が図られます。

#### 〈所得拡大促進税制の見直し〉

所得拡大促進税制は、企業の更なる賃上げインセンティブを与える機能を強化する観点から、「大企業」と「中小企業」に区分し、高い賃上げを行う企業への支援が強化されます。「大企業」は、賃上げ率が前年度比2%以上であれば12%の税額控除ができますが、2%未満であると税額控除はできなくなります。一方、「中小企業」は、賃上げ率が前年度比2%以上であれば22%の税額控除ができるとともに、2%未満であっても今までの10%税額控除が維持されます。



#### 〈コーポレートガバナンス対策〉

コーポレートガバナンス強化の一環として、企業と投資家の対話の充実を図るため、上場会社などが株主総会の開催日を柔軟に設定できるようにするため、法人税などの申告期限の延長可能月数が拡大されます（決算日以後6ヶ月が限度）。

また、役員給与について、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与し、多様な業績連動報酬や自社株報酬の導入を促進するため、損金算入の対象範囲が拡大されます。

#### 〈組織再編税制等の見直し〉

企業の機動的な事業再編を促進するため、特定事業を切り出して独立会社とする「スピノフ」を行う際に、「スピノフ」を行う会社の譲渡損益や株主への配当についての課税を繰延べる措置が講じられます。

そのほか、「吸収合併と株式交換の場合の対価に関する要件の見直し」・「スキーズアウトによる完全子法人化を組織再編税制の一環と位置付ける措置」・「資産の時価評価制度の見直し」・「みなし配当の額が生ずる事由の見直し」・「組織再編税制における適格要件の見直し」などが行われますので、比較的規模の大きな法人である関与先には、見直し内容を整理して伝えるべきでしょう。

#### 〈円滑・適正な納税のための環境整備〉

円滑・適正な納税のため、次の3点について手続の簡素化が行われます。

まず、「異動届出書の提出先の見直し」です。たとえば、法人税の納税地に異動があったときに提出する届出書について、異動前の納税地の所轄税務署長に提出すれば、異動後の納税地の所轄税務署長への提出が不要になります。



次に、法人の設立届出書などの提出時に、登記事項証明書への添付が不要になります。

最後に、「申告要件の見直し」が行われます。具体的には、研究開発税制などについて、納税者の立証すべき事項及び当初申告要件が明確化され、要件を満たせば控除額を変更できることを明らかにすることで、税務署長が増額更正する場合に連動的に控除額が増額できることとなります。

#### 〈その他〉

そのほか、適用期限が到来する「中小企業者の軽減税率の特例（15%）」は適用期限が2年延長され、「特定資産の買換えの特例」は一定の見直しを行うとともに、適用期限が3年延長されます。

また、今まで議論があった、中小企業向け政策税制の適用対象の範囲が厳格化されることとなります。具体的には、資本金1億円以下の中小企業であっても、平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える事業年度については、中小企業向け政策税制が適用できないこととなります。

### ④ 消費課税

#### 〈仮想通貨に係る課税関係の見直し〉

今までは、仮想通貨に係る取引について消費税を課税していました。しかし、資金決済に関する法律の改正により、仮想通貨が支払の手段として位置付けられることや、諸外国における課税関係

などを踏まえ、平成29年7月1日以後に国内において事業者が行う仮想通貨に係る取引から消費税が非課税になります。

### ⑤ 国際課税

#### 〈外国子会社合算制度等の総合的見直し〉

BEPSプロジェクトの議論を踏まえ、日本企業の海外展開の実態に応じた合理的で簡素な税制を確保するため、外国子会社合算制度について抜本的な見直しが3点行われます。

まず、企業の事務負担に配慮するため、トリガー税率が廃止される一方で、今までと同水準の税率による「制度適用免除基準」が導入され申告対象が限定されます。

次に、中小企業への配慮として、合算対象となる受動的所得の「少額免除基準」が1,000万円以下から2,000万円以下に拡充されます。



最後に、実態のある事業を除外するため、地域統括会社が得る収入やグループファイナンスによる利子収入などの正常な事業活動が、引き続き合算対象外になります。

#### 〈その他〉

東京の国際金融センターとしての地位向上を目指し、高度外国人材が我が国で働きやすい環境を整備するため、非永住者の課税所得の範囲の見直しが行われます。

また、「クロスボーダーの債券現先取引（レポ取引）に係る税制の見直し」・「租税条約の相互協議手続の改正に伴う国内法の整備」などが行われます。

### ⑥ 納税環境整備

#### 〈国税犯則調査手続等の見直し〉

経済活動のICT化・多様化の進展に伴い、犯則事件を取り巻く環境も急速に変化していますが、国税犯則取締法は昭和23年の改正以降、大幅な改正が行われておらず、環境変化に対応した証拠収集が困難な状況になってきています。

そのため、平成23年改正で刑事訴訟法に措置された手続にならい電磁的記録の証拠収集手続の整備を図るとともに、関税法に定める犯則調査手続にならい調査手続等の整備が行われます。

#### 〈災害等による期限延長制度における延長手続の拡充〉

災害への税制上の対応の規定が常設化され、災害等のやむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告・申請・納付などをその期限までにすることができないと認められるときは、その理由がやんだ日から2月以内に限り、その期限が延長されます。

#### さいごに

平成29年度改正では、注目すべき見直しとして、「非上場株式等の納税猶予制度の緩和」・「相続税等の財産評価の適正化」・「組織再編税制等の見直し」などがあります。様々な見直しに目配りをおかないと、関与先に大きな損失を与える恐れもありますので、我々税理士は税務の専門家として、しっかりポイントを押さえておく必要があります。



中島 孝一 税理士

税理士法人平川会計パートナーズ所属税理士。日本税務会計学会・副学会長。東京税理士会・会員相談室相談員。主な著書に「平成28年度 税制改正と実務の徹底対策」（日本法令・共著）、「相続税 修正申告と更正の請求の実務」（税務研究会・共著）、「改訂版 資産をめぐる複数税目の実務」（新日本法規・共著）、「業種別で見る8%消費税」（税務研究会・共著）、「新税務調査手続の疑問と回答」（ぎょうせい・共著）、「中小企業の会計要領と実務」（税務経理協会・共著）、「租税基本判例80」（日本税務研究センター・共著）などがある。

# 事業承継対策における信託の活用法

## ～非上場会社の相談事例をもとに～

税理士法人タクトコンサルティング

宮田 房枝 税理士

### 第1 はじめに

相続・事業承継対策をする場合において、真っ先に「節税」に目が行ってしまうと、いわゆる「争族」や納税資金不足に陥りかねません。したがって、多くの場合、節税対策は相続対策の中でも最後の段階、つまり、遺産分割対策（円満な相続がなされる対策）が整って、納税資金もある程度めどがついている状態で検討することが望ましいとされます。

本稿では、この遺産分割対策としての効果が期待されている信託（※1）について、事業承継対策における相談事例をもとに、その活用方法を考察します。

※1：本稿で「信託」とは、集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等又は法人課税信託以外の信託で、受益証券を発行しないもの（いわゆる「受益者等課税信託」）を前提とする。また、委託者及び受益者は、個人を前提とする。

### 第2 税務上の考え方

#### 1. 基本的な考え方

信託により、信託財産の形式的（対外的）な所有者は委託者から受託者になります。これにより、受託者はその権限に基づき信託財産の管理・処分等を行うことができます。

一方、信託財産から生じる利益は、実質的には受託者ではなく受益者が受けるため、税務上はその実質を重視し、受益者が所有者とみなされます。

#### 2. 信託の効力発生時

##### (1) 自益信託

委託者と受益者が同じ信託は、自分が利益を受ける信託ということで「自益信託」と呼ばれます。自益信託の場合、信託の設定の前後で実質的な所有者は変わらないため、課税関係は生じません。

##### (2) 他益信託

委託者と受益者が異なる信託は、他人が利益を受ける信託ということで、「他益信託」と呼ばれます。他益信託の場合、信託の設定の前後で税務上の所有者が変わったとみなされ、信託設定に際して適正対価の授受がない場合には信託の効力発生時に委託者から受益者に対して贈与（委託者の死亡に基因して信託の効力が生じた場合には、遺贈）があったものとみなされます。また、信託設定に際して適正対価の授受がある場合には委託者から受益者に対して譲渡があったものとみなされます。以下、本稿においては無償による信託設定を前提とします。

#### 3. 信託期間中

税務上、信託財産に属する資産・負債は受益者が有しているものとみなされ、信託財産に係る収益・費用は受益者に帰属します。

### 第3 相談事例

A社の代表取締役である甲（65歳）は、7年計画で（※2）長男の乙（35歳）への事業承継

を予定しています。A社の株主は甲のみです。景気が回復傾向にあり、A社の業績も良いため、今後A社株式の評価額は高まるものと予想しています。甲の相続税対策という観点からはA社株式の評価額が低い現時点で乙に「A社株式の価値」を贈与したいところではありますが、事業承継が完了するまでの間（代表権を乙に譲るまでの7年間。以下、「事業承継期間中」）は、「A社株式の議決権」は甲が確保しておきたいと望んでいます。なお、甲の推定相続人としては乙の他に長女の丙がいます。以下、「本事案」といいます。

※2：日本政策金融公庫研究所「中小企業の事業承継」（2010年）によると、後継者の育成に必要な期間について、回答した経営者の約6割は5年以上（約2割は10年以上）必要であるとしている。

### 第4 信託を活用しない場合

本事案において信託を活用しない場合、「A社株式の価値」の移転時期を優先させる例としては次の1又は2の方法が考えられ、また、「A社株式の議決権」の移転時期を優先させる例としては次の3又は4の方法が考えられます。

#### 1. 現時点で、A社株式を甲から乙へ贈与する

【問題点】贈与の場合、甲は「A社株式の価値」だけでなく「A社株式の議決権」についても手放すこととなる。

#### 2. 現時点で、拒否権付株式を1株発行してそれを甲が保有し、それ以外のA社の普通株式を甲から乙へ贈与する

【問題点】拒否権付株式は、株主総会や取締役会での一定の決議事項について拒否できるとどまり、積極的に会社の意思決定に関与することができない。また、発行手続（株主総会の特別決議・定款変更・登記）や消却手続（甲の死亡後に乙以外の者が取得することがないような手当）等が煩雑である。

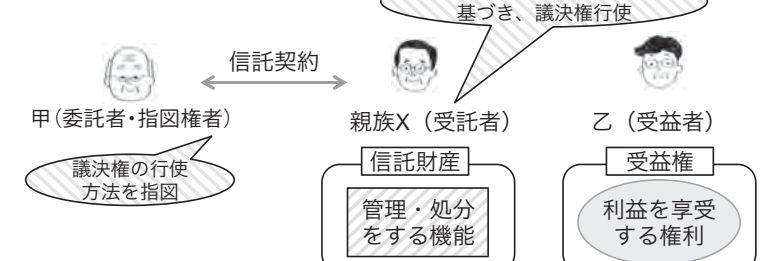
#### 3. 事業承継完了後（7年後）に、A社株式を甲から乙へ贈与する

【問題点】本事案の場合、事業承継期間中にA社株式の評価額が高くなると想定しているため、上記1や2の場合と比べて、乙はより多くの贈与税を負担しなければならない可能性がある。また、事業承継期間中に甲が亡くなった場合には、下記4の問題点がある。

#### 4. 甲の死亡時に、遺言によって、A社株式を甲から乙へ遺贈する

【問題点】遺言の効力が発生するのは、甲の死亡時であり、遺言には書換え・偽装・紛失リスクがあるため、乙が確実に株式を承継できる保証はなく、甲の死亡後にお家騒動が起こること等により、経営の空白期間ができる可能性がある。また、本事案の場合、事業承継期間中にA社株式の評価額が高くなると想定しているため、乙が負担する相続税の負担が大きくなる場合がある。

#### 【図表2】

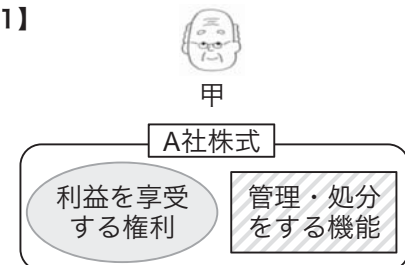


### 第5 事業承継対策における信託の活用の視点

信託前は、図表1のように、A社株式の所有者である甲は、A社株式について「利益を享受する権利」（A社株式の価値）と、「管理・処分をする機能」（A社株式の議決権など）を、単独で有しています。

この場合に、甲がこの「利益を享受する権利」と「管理・処分をする機能」のいずれも無条件ですぐに乙に譲っていいと考えるのであれば信託を活用する必要性は乏しいものの、そうでない場合（いずれかを甲の手許に残したい場合や、何かしらの条件を付けた上で乙に譲りたい場合等）には、信託の出番となります。

【図表1】



### 第6 事業承継対策における信託の活用例

本事案においては、基本スキームとして、次の1又は2による対策（他益信託の設定）が考えられます。なお、他益信託を設定すると信託の効力発生時の贈与税負担が重いことが判明した等の理由により「利益を享受する権利」の移転時期を甲の死亡時にしようとする場合には、次の3の方法（自益信託の設定）も考えられます。

#### 1. 指図権を設定した他益信託の信託契約を締結する

##### (1) 基本設計

図表2のように、委託者である甲と受託者である親族X（※3）が、受益者を乙、信託財産をA社株式、A社株式の株主権の行使に係る指図権者を甲（※4）、信託期間を乙がA社の代表取締役を選任されたときまで（※5）とする信託契約を締結します。

※3：受託者候補が親族内にみつからない場合には、信託会社等の商事信託の活用を検討する。

※4：甲が認知症になった場合に備えて、指図権者の存続期間について、「甲が認知症と診断されたときまで」という文言の追加等を検討する。以下、同じ。

※5：信託期間の定め（信託終了事由の定め）は1つである必要はないので、「甲又は乙が死亡したとき」という条件も併記して、「いずれか早いときまで」とするなど、実状に応じて、信託の設計を検討する。以下、同じ。



**(2) 主な効果**

信託契約により信託を設定した場合には、その効力は原則として委託者と受託者との契約締結時に発生し、これにより民法上のA社株式の所有者（会社法上のA社の株主）は、委託者である甲から受託者であるXに変わります。したがって、その後、A社株式の議決権については受託者Xが行使することとなりますが、その議決権行使について信託契約で指図権者が定められている場合には、その指図は指図権者がすることとなり、甲は引き続きA社株式に係る議決権を握ることができます。

信託の効力発生時の税務上の取扱いは、上記第2の2(2)のとおりです。

なお、信託契約の効力は甲の生前に発生するため、遺言のような書換え・偽装・紛失リスクはなく、経営の空白期間が生じる可能性も排除することができます。

**2. 信託宣言（自己信託）をする**

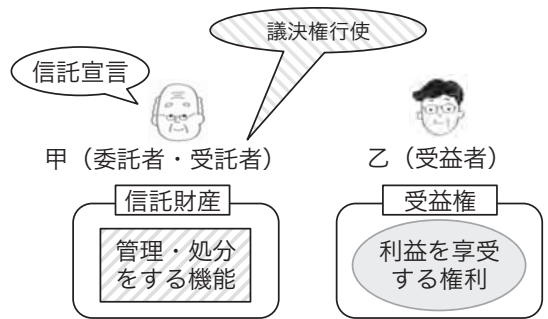
**(1) 基本設計**

事業承継期間中に甲が認知症（※6）を発症する心配があれば、基本的には上記1のように第三者を受託者とする信託が望ましいと考えますが、そうでない場合には、**図表3**のように、委託者兼受託者を甲、受益者を乙、信託財産をA社株式、信託終了事由（信託期間）を乙がA社の代表取締役役に就任したときまでとする信託宣言（自己信託）をする方法も考えられます。

これにより、実質的なA社株式の価値（利益を享受する権利）は受益者である長男に移転しつつ、甲は受託者として株式を管理・処分をする機能（議決権行使など）をもつことができます。

※6：厚生労働省の推計によると、65歳以上の4人に1人は認知症又はその予備群とのことである。

【図表3】



**(2) 主な効果**

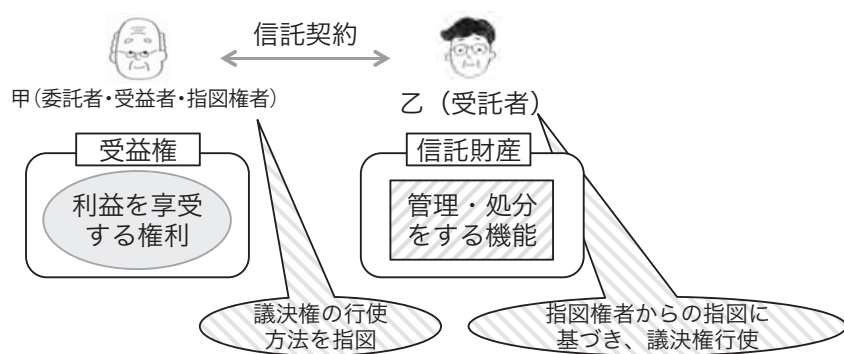
信託宣言により信託を設定した場合、甲は受託者として議決権行使をすることができるため、上記1のような指図権者を設定することもなく、甲は引き続き議決権を握ることができます。信託の効力発生時の税務上の取扱いは、上記第2の2(2)のとおりです。

**3. 指図権を設定した自益信託の信託契約を締結する**

**(1) 基本設計**

図表4のように、委託者兼受益者を甲、受託者を乙、A社株式の株主権の行使に係る指図権者を甲、信託終了事由を甲の死亡、残余財産の帰属先を乙とする自益信託の信託契約を締結する方法が考えられます。

【図表4】



**(2) 主な効果**

信託契約において残余財産の帰属権利者を乙と定めておくことにより、遺言書代わりの効果を得ることができます。なお、信託契約の効力は甲の生前に発生するため、遺言のような書換え・偽装・紛失リスクはなく、経営の空白期間が生じる可能性も排除することができます。遺言よりも確実・円滑な承継が可能となります。

信託の効力発生時の税務上の取扱いは、上記第2の2(1)のとおりです。また、甲が死亡して信託が終了した際は、乙は甲からの遺贈によってA社株式を取得したものとみなされ、乙に相続税が課税されます。

**第7 その他特別な事情がある場合の信託の活用例**

**1. 後継者候補に子が生まれる前の対策（受益者連続型信託）**

本事案において、乙にまだ子が生まれていないことが原因で、甲は乙への財産承継をためらっているとします。甲としては、乙に株式を贈与した後、乙の子（甲にとっては孫）が生まれる前に乙が死亡してしまえば、その株式は乙の妻が相続することになることを心配し、それなら長女丙の子に贈与した方がいいのだろうか悩んでいます。

この場合、上記第6の1の信託スキームをベースとし、受益者を連続させる仕組みにします。すなわち、当初受益者は乙、乙が死亡した場合の受益者は乙に子が生まれていればその子、生まれていなければ丙の子とします。後の受益者は信託の効力発生時において生まれている必要はないので、まだ生まれていない孫を受益者として定めておくこともできます。

税務上の取扱いは、信託の効力発生時は上記第2の2(2)のとおりです。また、乙が死亡した場合には、税務上、乙から次の受益者に対してA社株式の遺贈があったものとみなされ、次の受益者に相続税が課税されます。仮に丙の子が次の受益者となる場合には、伯父からの遺贈ということになるため、相続税の2割加算の対象とはなりますが、信託を活用しなければ実現できなかった承継が可能となります。

**2. 後継者候補が変わる可能性がゼロではない場合の対策（受益者変更権）**

本事案において、乙が婿養子（長女丙の夫）であるとします。将来、乙と丙が離婚したり、甲と乙の関係が悪くなったりした場合は、受益者を乙から丙や丙の子に変更したい（ただ、現時点ではどのタイミングで変更するかということや、誰に変更するかということを決められない）ということもあります。このような場合には、上記第6の1の信託スキームをベースとし、信託行為において、受益者変更権者（受益者を変更する権利を有する者）を

設定する方法が考えられます。例えば、甲に判断能力がある間は甲、甲が認知症と診断されたら丙を受益者変更権者としておけば、万が一の際には、甲の血筋に財産を取り戻すことが可能となります。

税務上の取扱いは、信託の効力発生時は上記第2の2(2)のとおりです。また、受益者変更権の行使があった場合には、乙から次の受益者に対してA社株式の贈与があったものとみなされ、次の受益者に贈与税が課税されます。信託の効力発生時と受益者変更時で二重の贈与税負担はあるものの、信託を活用しなければ実現できなかった承継が可能となります。

**第8 信託を活用する上での主な注意点**

主な注意点は次のとおりです。

- ①信託契約や信託宣言は公文書である公正証書で作成する（甲の死亡後に、他の親族から乙が契約書や内容証明郵便を単独で作成したのではないかと等と疑われる可能性の排除。金融機関での口座開設の際に、公正証書であることを求められるケースが増えている）。
- ②後継者候補以外の者への遺留分の配慮。
- ③現行法令上、信託財産である非上場株式等については、相続税・贈与税の納税猶予・免除制度の適用を受けることができないため、本制度を利用しなくてもこれらの納税が可能かどうか検討する。
- ④他益信託を設定する場合において、贈与税の計算上、特に株式の評価額が高い場合には、暦年課税制度ではなく、相続時精算課税制度による申告・納税を検討するとともに、贈与税の納税資金の手当てをする。
- ⑤現経営者が想定よりも早く認知症になったり死亡したりした場合に備え、信託行為中に予備的な定めをする。
- ⑥後継者候補が、現経営者よりも先に死亡した場合や、事業を承継しないこととなった場合、後継者候補を変更することとなった場合に備え、信託行為中に予備的な定めをする。
- ⑦上記第6の3のような現経営者を受益者とする自益信託を設定する場合において、信託期間中に受益者が認知症になる恐れがあるときは、受益者代理人の選任条項の記載を検討する。
- ⑧信託期間中に「受益者が存しない信託」とならないよう、当初想定していた受益者が全て死亡した時点で信託は終了する等の定めをし、税務上の法人課税信託となることを回避する（受益者が存しない信託となると、税務上は受益者等課税信託から法人課税信託（※7）に移行し、その移行時に様々な課税が生じることとなるため）。

※7：本稿が前提とする信託については、税務上、受益者を信託財産の所有者とみなして課税関係を考える（いわゆる「受益者等課税信託」）が、信託（集団投資信託、退職年金等信託及び特定公益信託等を除く）のうち、受益証券を発行する信託や、受益者が存しない信託、法人を通じた租税回避に利用される恐れのある信託等の一定の信託についても同様の課税関係とした場合には、課税もれが生じるおそれがあるため、税務上、受託者を信託財産と固有財産とにつき別の者とみなした上で、信託財産に係る受託者を会社とみなし、受託者に法人税等が課税される（いわゆる「法人課税信託」）。

# 平成28年4月から運用が開始された 地方税の裁決データベースに注目!

平成28年4月から、地方税や地方行政にかかわる「行政不服審査裁決・答申検索データベース」の運用が開始されたのはご存じだろうか？このデータベースは、新しい行政不服審査法や行政不服審査法の施行ともなう関係法律の整備等に関する法律が施行されたことによって構築されたものだ。



## データベース構築の背景と利用状況

行政不服審査法とは、行政庁が行う処分に対し、処分を受けた人が事実関係に誤りがあると思われる場合などに、審査請求を行い是正する手続きなどを定めた法律。地方税の賦課決定処分などに不満がある場合にも、この法律に則った手続きが進められることになっている。

国税でいえば、国税通則法の異議申立、国税不服審判所への審査請求といった手続きと横並びになる制度だ。今回の改正は、行政処分にかかわる不服申立制度全体を見直すなかで行われており、税務関係では国税通則法のほか、地方税法の固定資産税の評価額に対する審査申出（地方税法432条）の規定についても同様な見直しが行われている。たとえば、審査請求期間は処分があったことを知った日の翌日から、3か月以内に行うことができるとされ、改正前の60日よりさらに長くなっている。

こうしたなか、新たな行政不服審査法85条で、「行政庁がした裁決等の内容や（中略）不服申立ての処理状況について公表するよう

努めなければならない」と規定されていることを受けて、「行政不服審査裁決・答申検索データベース」が構築され、改正行政不服審査法の施行と同時に運用が開始されることとなった。

これに伴い総務省が関係各省庁や地方公共団体に対し、次のような通知を行い、協力を呼び掛けている。

- ・不服申立制度の運用状況について国民に対する説明責任を果たすとともに、不服申立てをしようとする者の予見可能性を高め、国民の権利利益の適切な救済に資するため、不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況についての情報の提供に努めなければならないこと。
- ・また、総務省において、裁決等の内容についての国民への一元的な情報提供及び各行政庁の利便性の向上を図るため、「行政不服審査裁決・答申検索データベース」を構築するものとしているところ、各行政庁は、当該

データベースを利活用することにより、第85条に基づく公表を行うことを検討いただきたいこと。

（「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について（通知）、10. 裁決等の内容等の公表（第85条関係）」総管第6号平成28年1月29日ほか）

ただ、公表するかどうかは関係各省庁や地方公共団体の判断に委ねられている。公表されるのは新たな行政不服審査法施行後に下された裁決が対象。制度の趣旨は不服申立てをしようとする国民の権利救済に役立てるため、裁決等がどのくらい公表されるようになるのか、注目されていたところだ。

「行政不服審査裁決・答申検索データベース」の運用開始後、公表されている裁決は平成29年1月5日現在で110件。このうち税金関係は34件にのぼる。事案の内訳は、固定資産税等の賦課決定等に対するものが9件、徴収関係が15件、住民税が4件、不動産取得税が2件、自動車税が3件などとなっている。

## 不動産を相続放棄したのに固定資産税が…

ここで、最近公表された税務関係の事案を紹介する。相続放棄した不動産に固定資産税が課税されたのはおかしいとして、相続放棄した相続人が伊東市に対して不服申立てを行ったケース（平成28年10月25日）。

裁決書によると、被相続人に債権のあった債権者が、債権保全のため債権者代位により被相続人名義の伊東市にある土地・建物を相続人A名義にする相続登記を行い、仮差押登記をした。この間にAは被相続人の債務がプラスの財産を上回るとみて家庭裁判所に相続放棄の手続きを行い受理された。

この結果、債権者は仮差押登記を抹消したが、相続放棄した不動産の名義は相続登記により、またAのままだった。そして、固定資産税等の賦課期日1月1日を経過し、その年の4月、相続登記の通知を登記所から受けていた伊東市から、平成28年度分の固定資産税・都市計画税を支払うようAのもとに納税通知書が届いた。

Aは相続放棄により、もともと不動産を保有していなかったのに固定資産税等が課税されるのはおかしいとして、平成28年7月に不服を申立てた。

審理した伊東市サイドは、地方税法343条第1項に、固定資産の所有者に固定資産税を課するという規定があり、ここでの所有者と

は、地方税法第343条第2項前段において「登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者」とされていること、同法343条第2項後段では、この所有者が死亡している場合には、現に所有している者を所有者とする規定があることを確認。その上で同市は「課税上の技術的考慮から法第343条第2項前段にあっては、台帳課税主義を採用しているものと解されて」いること、「台帳課税主義の例外規定である法第343条第2項後段の適用にあっては当該規定が登記簿上の所有者が死亡している場合等の規定であり、Aの場合には該当しない」ことを指摘。市の課税処分は何ら違法または不当な点は存在しないと判断している。

一見、レアケースに見える事案だが、このデータベースに登載されていない事案で、同様の相続放棄で債権者代位により不動産の相続登記をされ、固定資産税が賦課決定された事案は数多くある。たとえば、東京都の裁決（平成26年11月21日）もそのひとつ。生前行き来しなかった叔母の死亡にともなう不動産の相続で、叔母に1億7千万円の負債があったことから叔母の実子が相続放棄したため、甥（姪）である自分名義で相続登記されていたことを知り、急遽相続放棄をしたケース（平成24年8月27日東京都裁決）なども、同

様に固定資産税・都市計画税の課税でトラブルになっており、いずれも課税について適法との判断が下されている。

ちなみに、この手の事案の場合には、錯誤を原因として抹消登記を行い、固定資産税の賦課期日（1月1日）前に名義を変えることがポイントとされる。その場合の登記の当事者は、ほかに相続人がいる場合、その相続人が当事者となる。仮に固定資産税等が課税されたとしても、真実の所有者に名義が回復すれば、次年度からは相続放棄した相続人には固定資産税の課税はされない。また、いったん課税された固定資産税等は、真実の所有者に対し返還請求することが可能だ。これまでの判例（最高裁判所昭和47年1月25日判決）でも、真実の所有者でない人に課税されたとしても、こうした一連の手続きなどにより税負担を実質回避できることを指摘し、制度の便宜上、登記名義人に課税されることのデメリットがカバーできるとしている。

今後、様々な裁決事例が数多く搭載されるようになれば、裁判には至らないものでも、地方税における税金紛争の事案の傾向が見えてくると予想される。納税者サイドにとっても、課税等に関する予測可能性がさらに高まるため、期待したいところだ。

行政不服審査裁決・答申検索データベース  
<http://fufukudb.search.soumu.go.jp/koukai/Main>

# 相続税の課税対象者が大幅増 課税割合は全国8%、東京局12.7%

高齢化社会が急速に進む中、被相続人数（亡くなった人）が増加傾向にある。被相続人数は、平成15年に初めて100万人を突破（約101万人）し、その後も年々増加。国税庁がさきごろ発表した平成27年分の相続税の申告状況によると、平成27年1月1日～同年12月31日の1年間における被相続人数（亡くなった人）は129万444人。過去最高だった前年の127万3004人よりも1万7440人の増加となった。

平成27年1月1日以後の相続等については、平成25年度税制改正により基礎控除額がこれまでの「5000万円+（法定相続人の数）×1000万円」から「3000万円+（法定相続人の数）×600万円」に引き下げられている。そのため、平成27年分の相続税の申告状況について、前年分とどれだけの変化があるのか、税理士業界や富裕層などの間でも関心が集まっていた。

申告状況によると、平成27年分における相続税の課税対象となった被相続人数は10万3043人。前年分の5万6239人から83.2%の

大幅増となった。課税割合は8.0%で、こちらも前年分の4.4%より3.6ポイント増加している。

課税価格の合計は、前年分11兆4766億円から14兆5554億円へ増加。税額についても、前年分1兆3908億円から1兆8116億円まで増加している。

一方、被相続人1人当たりの課税価格は、前年分の2億407万円から1億4126万円に減少。税額も、前年分の1人当たり2473万円から1758万円に下がっている。これは、基礎控除額が引き下げられたことで、相続財産額が比較的少ない層が課税対象に含まれたことが要因と考えられる。

相続財産の金額の構成比を見てみると、「土地」38.0%、「現金・預貯金等」30.7%、「有価証券」14.9%、「家屋」5.3%、「その他」11.0%の順となっている。昨年とほぼ同じ割合だが、過去10年間の推移を見ると、「現金・預貯金等」の割合が年々微増しており、20年前は7割以上、10年前でも約5割あった「土地」の割合が4割を切った。

これまで相続税を“他人事”と捉えていた人も、都市部にマイホームを所有し、そのほか金融資産などを所有していれば、今後、課税対象に該当する可能性は十分にある。実際、都市部の状況を見ると、平成27年分の東京局管内における相続税の課税対象者は3万2209人（対前年比173.1%）、課税割合は12.7%（同5.2ポイント増）。大阪局管内の課税対象者は1万6670人（同173.0%）、課税割合は8.2%（同3.4ポイント増）。名古屋局管内の課税対象者は1万6031人（同186.6%）、課税割合は11.0%（同4.9ポイント増加）と、いずれも大きく上昇している。

平成29年度税制改正大綱では、広大地の評価方法の見直しや、国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲、いわゆる国外の「5年居住要件」の見直しなどが盛り込まれた。相続税の基礎控除引下げによって課税対象者が増加し、さらに相続税が厳しく見直されつつある傾向を踏まえると、今後、税務のプロによる“相続支援”のニーズも一層高まってくるのが予想される。

## 倒産経験者の再チャレンジを応援

# 福島県で復活する「福活ファンド」

資金繰りの悪化や連鎖倒産などにより、事業に失敗した元経営者の中には、もう一度会社を立ち上げ、再起を目指そうとする者も少なくない。しかし、倒産後に再チャレンジを果たせる確率は1割程度で、多くの場合、再チャレンジの機会を得られず埋没している実情がある。特に、銀行借入のハードルは高く、生活再建さえ支障のあるケースもあるようだ。

こうした中、倒産を経験した人の再チャレンジを支援するファンドが注目を集めている。起業家を支援する一般社団法人MAKOTO（マコト、仙台市）が昨年設立した「福活（ふっかつ）ファンド」だ。

福活ファンドの「福」は、福島県の「福」。震災から5年以上経過したが、東日本大震災や原子力発電所の事故により、福島県には直接的・間接的な問題が未だに山積している。

そこで、倒産の経験者で、再起を果たそうとする人に福島県で起業してもらい、県内経済の活性化や復興の加速に繋がりたいという思いが込められている。

ファンドの出資総額は10億円で、福島銀行が9億9500万円、MAKOTOが500万円を拠出する。投資対象は、①倒産等の経験があり、これから再起を計画中の元経営者、②倒産等の経験があり、すでに再起業した経営者、③まだ倒産等をしてはいるが、企業が実質的に倒産状態であり、再起を計画中の経営者。全国の応募案件の中から、MAKOTOが事業計画などを精査して投資するかどうかを決め、投資後も経営面や資金繰りなどをサポートする。投資金額は、1社あたり最大1億円程度（マイルストーン投資：事業計画の進捗状況に合わせて追加投資を実施）。

日本国内において、倒産経験者の再チャレ

ンジを積極的に支援する取り組みは珍しく、テレビ番組「ガイアの夜明け」をはじめ、新聞や雑誌など多くのメディアに取り上げられている。

「福活ファンドでは、資金提供だけでなく、事業成長に向けて伴走型で経営者を全力でサポートします。失敗した経営者が再起できる環境を作り、貴重な人材である経営者や起業家の方々が何度でも挑戦できる社会に変えたいという思いで取り組んでいます」（一般社団法人MAKOTO、竹井智宏代表理事）。

日本初となる倒産経験者の再チャレンジ支援に特化した「福活ファンド」の詳細は（<http://rechallenge-fund.com/>）で確認できる。

## 税理士協同組合の

税理士顧問料の  
集金は **報酬自動支払制度**

税理士顧問料の集金は  
**『口座振替』**が便利です。

税理士協同組合事業

未収防止

関与先 1件から  
利用できます

安心

确实

便利

報酬自動支払制度 🔍 検索

関与先様の  
集金は **My 集金NET**

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介します。

代金回収は口座振替が安心・便利です。

- アパート・マンションの家賃、管理費
  - 駐車場利用料 ● 貸しビルテナント料
  - 塾・音楽教室など各種月謝
  - 新聞雑誌などの購読料
- などの様々な集金業務を  
1件からサポートします。

ご紹介謝礼として税理士先生へご利用成約1関与先につき 30,000円 謹呈



税理士協同組合事務代  
株式会社 **日税ビジネスサービス**

〒163-1588 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29 階

【お問い合わせ・資料請求は】

☎ **0120-155-551**



知りたい情報はココにある!

# 『日税ジャーナルオンライン』

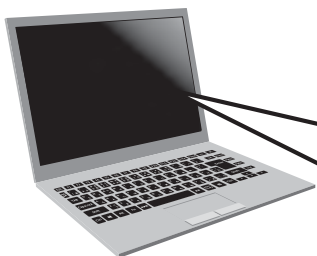


『日税ジャーナルオンライン』は、  
 税務関連の最新情報や税理士業界の動向、  
 顧問先に教えたて経営関連情報、  
 「ワンポイント講座」など、様々な情報を発信する  
 税理士事務所のためのポータルサイトです。  
 タブロイド版の『日税ジャーナル』とともに  
 WEB版の『日税ジャーナルオンライン』を  
 どうぞよろしくお願い申し上げます。

スマホや  
 タブレットでも  
 読みやすい!



是非、お気に入りに  
 登録をお願いします。



記事、コンテンツは  
 随時更新していきます!

〈役立つコンテンツをそろえてお待ちしております〉

- NEWS 税務ニュース
- 💡 税務の勘所
- 🗣️ インタビュー

👉 お役立ち ワンポイント講座

お悩み解決!  
 相続コンシェルジュ

経営者の心をつかむ  
 補助金サポート

水谷 翠  
 税理士

税務バトルから学ぶ  
 ザ・ジャッジ

気になる話題を詰め込んだ  
 法律の箱

松永 貴之  
 弁護士

平成29年1月1日 新連載スタート!  
 公益法人・非営利法人の税務事件簿

**トラブルは現場で起きている!**

田中 義幸 公認会計士・税理士

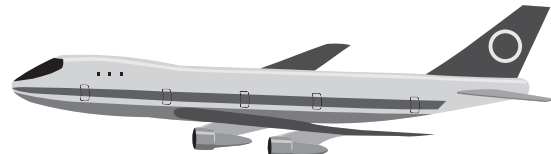
日税ジャーナルオンライン | 検索

<http://nichizei-journal.com/>



## ネット申込みで保険料割引例 **54%オフ!**<sup>\*1</sup>

# 新・海外旅行保険 [off! (オフ)]



**特長1**  
 保険料割引例  
**54%オフ!**<sup>\*1</sup>

**特長2**  
 ファミリープラン  
 カップルプランで  
**納得の  
 保険料!**<sup>\*2</sup>

**特長3**  
 出発当日の  
 お申し込みも  
**OK!**<sup>\*3</sup>

**特長4**  
 自由な保険の  
**設計が  
 可能!**<sup>\*4</sup>

\*1アジア旅行(PAタイプ・4日間)において、損保ジャパン日本興亜店頭販売商品(海外旅行総合保険)料率での計算と比較した場合 \*2ご家族でお申し込み可能なプランです。一部の補償を家族で共有するため、それぞれ個人プランで加入するよりも保険料がおさえられています。お申し込みの際は、補償内容・保険金額をご確認ください。 \*3航空機遅延費用は出発の2日前までのみセットできます。 \*4個人プランのみオーダーメイドでご契約が可能です。

【保険料割引例】 **○韓国(4日間)**  
 店頭販売商品 (海外旅行総合保険) **3,510円**  
 インターネット契約で  
 1名様で **1,620円**(個人プラン) **54%OFF**  
 2名様で **2,060円**(ファミリープラン)

**○ハワイ(7日間)**  
 店頭販売商品 (海外旅行総合保険) **5,000円**  
 インターネット契約で  
 1名様で **2,840円**(個人プラン) **44%OFF**  
 2名様で **4,170円**(ファミリープラン)

**24時間365日の日本語対応!**  
**旅行中もあんしんのサポート**

**医療アシスタントサービス**  
 キャッシュレスで治療OK  
 24時間365日、日本語で対応

**事故相談サポート**  
 日本語で相談OK  
 盗難の届出方法などをアドバイス

**海外トラベルサービス**  
 電話通訳サービスで緊急時も安心  
 タクシーやホテルの予約・手配を代行

日税グループ  
 取扱代理店: 株式会社 共栄会保険代行 TEL:0120-922-752 <https://www.nichizei.com/khd/off>  
 引受保険会社: 損保ジャパン日本興亜 携帯電話からお申し込みできます>>>>



SJNK16-13934 (2016/12/20)

日税ジャーナル 平成29年・冬号  
(年4回1月・4月・7月・10月発行)  
 日税グループの  
 ホームページ <https://www.nichizei.com/>

発行: 日税グループ 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階  
 TEL: 03-3340-6494 FAX: 03-3340-6495  
 本紙へのご意見・ご要望は、企画広報室へお願いします。 TEL: 03-3340-4488